

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		八幡平市国民健康保険西根病院					
プ ラ ン の 名 称		八幡平市国民健康保険西根病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 31日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	八幡平市国民健康保険西根病院					
	所 在 地	岩手県八幡平市田頭第22地割79番地1					
	病 床 数	60床					
	診 療 科 目	内科・外科・小児科(休診中)					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>過疎地に位置する当院は、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な初期救急医療部分への医療提供を行うとともに、市民の生命と健康保持・増進を図るため生活習慣病を中心とする慢性疾患の適切な診断及び治療を行い、二次医療圏域の岩手県立中央病院、岩手医大附属病院等の協力病院として病・病連携(注:1)を密にし患者を積極的に受入れる。また、市民に親しまれる病院として各診療所との連携による地域医療を行う。</p> <p>(注1:病院と病院との連携)</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>上記の果たすべき役割を確実に実行するため、短期的、中長期的に経営を安定させる必要があることから、救急医療に要する経費等下記項目に要する経費について、総務省の繰出し基準を基本に一般会計から繰出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院の建設改良に要する経費</li> <li>・病院事業債元金償還金及び支払利息相当額</li> <li>・リハビリテーションに要する経費</li> <li>・救急医療確保に要する経費</li> <li>・高度医療に要する経費</li> <li>・保健衛生行政の事務に要する経費</li> <li>・不採算地区病院の運営に要する経費</li> <li>・医師及び看護師の研究研修、病院事業の経営に要する経費</li> <li>・共済費の負担及び児童手当に要する経費</li> <li>・退職手当特別負担金</li> </ul>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	100.4	100.3	100.3	100.4	100.4	
	職員給与費比率	77.1	72.8	75.7	76.3	76.4	
	病床利用率	69.9	71.0	71.5	72.0	72.5	
上記目標数値設定の考え方		<p>経常収支比率:現状維持を基本とし、100.4%を目標とする。 職員給与費比率:H20年度72.8%がH21年度75.7%と約2.9%上昇の見込みとなっている。その要因は法定福利費(掛金率の改定)、応援医師賃金、職員給与などによる。なお、H22年度とH23年度の上昇分は給与費の定期昇給を見込んだことによる。また、平成21年度以降は医師以外の各種手当の見直しを行い給与比率の抑制を検討する。 病床利用率:平成21年度～平成23年度の目標数値は、病病連携による紹介患者及び県立病院の再編の影響や生活習慣教育入院などの増加を見込み、病床数の見直しは行わないこととした。また、現在の常勤医師及び岩手医大附属病院、岩手県立中央病院の応援医師の体制を維持したとして目標設定した。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:23年度)</p>					

				団体名 (病院名)	八幡平市 (八幡平市国民健康保険西根病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
入院延患者数		15,342	15,796	15,658	15,768	15,921	
外来延患者数		42,310	42,432	42,350	42,592	42,768	
専門外来患者数		377	367	380	390	400	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長外来診療の導入の検討</li> <li>・委託職員化の促進の検討</li> </ul>					
	事業規模・形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の一般病床60床の見直しはしないで維持する</li> <li>・延長外来診療を導入し、地域医療サービスの向上を図る</li> <li>・専門外来回数増を図る</li> </ul>					
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトソーシング化の継続的な推進</li> <li>・職員給与費率の低減を図るため、医師以外の各種手当の見直しを図る</li> <li>・委託職員化を促進し、給与費率の抑制を図る</li> </ul>					
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師1名の増員を行い、医標欠(注5)の解消及び入院患者数の増により収益増を図る</li> <li>・未収金対策として、個別訪問、電話督促、郵便督促を継続的に行うほか、支払い誓約書等の励行を行い、滞納者の意識改革を図る</li> <li>・平均在院日数短縮のため退院調整を行うとともに施設基準に見合った看護配置により、入院基本料を現状13:1の維持により収益を確保する</li> <li>・企業健診を促進し、医業収益の増を図る</li> </ul> <p>(注5: 医師標準人員の略。医療法で定められた医師数を満たしていない状態)</p>					
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営安定には、医師確保が不可欠なことから、医師養成修学資金貸付制度利用の養成医師4名の早期義務履行を要請していく。</li> <li>・常勤医師の日当直勤務の負担軽減及び専門外来による収益増を図るため、岩手医大附属病院と岩手県立中央病院の派遣医師増を今後も継続的に要請していく</li> </ul>						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	67.81%	18年度	56.26%	19年度	69.86%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度は病床利用率71%ほどとなる見込みであることから、病床数の見直しは当面行わず今後72.5%目標とする。</li> <li>・施設の老朽化による新築等の計画は、西根病院あり方検討委員会において検討していく。</li> </ul>					

団体名 (病院名)	八幡平市 (八幡平市国民健康保険西根病院)
--------------	--------------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	圏域内の公立病院等配置の現況は、高度・専門医療を担う県立中央病院及び岩手医大附属病院並びに盛岡赤十字病院等が盛岡市にある。盛岡市以外では、岩手町に県立沼宮内病院(一般病床60床)、葛巻町に国保葛巻病院(一般病床60床、療養病床18床)、八幡平市に当国保西根病院(一般病床60床)、東八幡平病院(一般病床50床、回復期リハビリテーション病床55床、医療療養型病床60床)がある。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	盛岡圏域において二次救急、高度・専門医療等を担う中核病院には、県立中央病院と岩手医大附属病院が位置づけられている。また、地域において初期救急やプライマリ・ケア(注6)など日常的な医療を担う地域病院として国保西根病院、県立沼宮内病院、国保葛巻病院が位置づけられている。この、役割分担を基本として、各公立病院の機能等の見直しとネットワーク化を進めるとされている。 (注6: 普段から何でも診てくれ、相談に乗ってくれる身近な医師による総合的な医療)	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要  (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> ・西根病院あり方検討委員会により今後検討して行く。	<内容> ・盛岡圏域において二次救急、高度・専門医療等を担う中核病院には、県立中央病院と岩手医大附属病院並びに盛岡赤十字病院が位置づけられていることから、岩手県保健福祉計画に基づく4疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病)の医療連携ネットワークにおける日常的な医療機能を担う病院として機能に応じた医療サービスを提供を図る。  ・地域病院として、医療連携体制においては疾病の予防、維持期を中心とする日常的な医療機能のほか、急性心筋梗塞の回復期、糖尿病の専門的治療の医療機能を提供する。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況  (該当箇所)に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性  (該当箇所)に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要  (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	・西根病院あり方検討委員会において、今後点検、評価を行い、その都度公表していく。	
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	毎年6月頃	
その他特記事項			

(別紙)

団体名  
(病院名)

八幡平市(八幡平市国民健康保険西根病院)

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	490,554	567,119	581,160	584,067	587,475	591,529
	(1) 料 金 収 入	442,828	508,476	521,871	520,879	524,287	528,341
	(2) そ の 他	47,726	58,643	59,289	63,188	63,188	63,188
	うち他会計負担金	19,439	26,939	28,856	30,203	30,203	30,203
	2. 医 業 外 収 益	163,376	143,414	125,201	154,155	155,678	156,878
	(1) 他会計負担金・補助金	160,450	139,497	120,328	145,726	150,349	151,549
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	0	0	0	1,033	0	0
	(3) そ の 他	2,926	3,917	4,873	7,396	5,329	5,329
	経 常 収 益 (A)	653,930	710,533	706,361	738,222	743,153	748,407
	入	1. 医 業 費 用 b	646,715	697,548	693,510	724,656	728,762
(1) 職 員 給 与 費 c		399,568	437,170	422,897	442,040	448,228	451,813
(2) 材 料 費		82,414	92,373	97,200	100,600	102,702	104,621
(3) 経 費		110,730	114,471	123,697	134,382	131,043	131,047
(4) 減 価 償 却 費		49,338	50,541	45,916	42,814	42,769	42,769
(5) そ の 他		4,665	2,993	3,800	4,820	4,020	4,220
2. 医 業 外 費 用		11,093	10,321	10,768	11,358	11,431	10,956
(1) 支 払 利 息		8,457	8,167	7,868	7,326	6,999	6,524
(2) そ の 他		2,636	2,154	2,900	4,032	4,432	4,432
経 常 費 用 (B)		657,808	707,869	704,278	736,014	740,193	745,426
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	3,878	2,664	2,083	2,208	2,960	2,981	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0
	特別損益 (D) - (E) (F)	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)	3,878	2,664	2,083	2,208	2,960	2,981	
累 積 欠 損 金 (G)	0	0	0	0	0	0	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	1,020,371	1,076,476	1,113,536	1,157,181	1,162,181	1,162,181
	流 動 負 債 (イ)	24,337	35,652	35,000	35,000	35,000	35,000
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等償で未借入又は未発行の額 (I)	0	0	0	0	0	0
	差引 不良債務 (オ) {(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}	996,034	1,040,824	1,078,536	1,122,181	1,127,181	1,127,181
単 年 度 資 金 不 足 額 ( )	28,897	44,790	37,712	43,645	5,000	0	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	99.41	100.38	100.30	100.30	100.40	100.40	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	203.04	183.53	185.58	192.13	191.87	190.55	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	75.85	81.30	83.80	80.60	80.61	80.54	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	81.45	77.09	72.77	75.68	76.30	76.38	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	0	0	0	0	0	0	
病 床 利 用 率	56.26	69.86	71.00	71.50	72.00	72.50	

( ) N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= 「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名  
(病院名)

八幡平市(八幡平市国民健康保険西根病院)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分							
収	1. 企業債	0	9,100	11,100	8,200	8,500	12,300
	2. 他会計出資金	12,716	10,564	12,092	22,120	25,199	15,191
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	2,415	5,091	5,898	5,953	0	1,967
	7. その他	0	0	0	0	0	0
入	収入計(a)	15,131	24,755	29,090	36,273	33,699	29,458
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分(c)	0	0	0	0	0	0
	純計(a) - {(b) + (c)}(A)	15,131	24,755	29,090	36,273	33,699	29,458
支	1. 建設改良費	26,872	15,045	17,869	14,167	8,538	14,322
	2. 企業債償還金	6,647	18,810	19,334	22,121	25,200	15,192
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
出	支出計(B)	33,519	33,855	37,203	36,288	33,738	29,514
	差引不足額(B) - (A)(C)	18,388	9,100	8,113	15	39	56
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	18,388	9,100	8,113	15	39	56
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
計(D)		18,388	9,100	8,113	15	39	56
補てん財源不足額(C) - (D)(E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)		0	0	0	0	0	0
実質財源不足額(E) - (F)		0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
  - 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。
  - 平成23年度までに、経常収支の黒字化が困難な場合には、目標年度までの計画を併せて作成すること。
3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(118,314) 179,889	(103,766) 166,436	(70,168) 149,184	(92,566) 175,929	(92,844) 180,552	(93,132) 181,752
資本的収支	( 0 ) 12,716	( 0 ) 10,564	( 0 ) 12,092	(10,826) 22,120	(12,323) 25,199	(6,200) 15,191
合計	(118,314) 192,605	(103,766) 177,000	(70,168) 161,276	(103,392) 198,049	(105,167) 205,751	(99,332) 196,943

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。
- 平成23年度までに、経常収支の黒字化が困難な場合には、目標年度までの計画を併せて作成すること。